

# 観音寺 永代供養合祀墓 使用規約

## 第1条 名称

観音寺永代供養塔（以下、供養塔）と称す

## 第2条 管理運営

宗教法人観音寺（以下、当寺）代表役員（住職）がこれにあたることとする。

## 第3条 供養塔への申し込み

1. 供養塔への永代納骨供養を受けるに際して、当規約を遵守する。
2. 当寺住職が承認し、当寺と仏縁を結ぶ方であれば宗旨、宗派は問わない。
3. 生前に申し込む方は当寺指定の申込用紙に必要事項を記入し、署名捺印の上申し込むこと。

## 第4条 納骨について

1. 納骨はいつでも受け付けることとする。
2. 納骨に際しては当寺の定める納骨壺に火葬した人骨の一部を供養塔内に納骨する。
3. 納骨された霊位は当寺の定める墓碑に法名（戒名）を刻し、五十回忌まで供養塔にて祀る事とし、それに要する費用は当寺が負担する。
4. 第5条の3.の后者を選択されても50年まで墓碑はそのままとする。

## 第5条 法要について

1. 納骨に関する法要は当寺が執行する。
2. 納骨された霊位は、永代供養塔過去帳に記載する。
3. 五十回忌（施餓鬼法要含む）までの年回忌法要形式か、もしくは、春秋彼岸回向の2回と盆の施餓鬼会向を二十五年間勤める形式か決めて当寺で厳修する。
4. 施主が居なくても、又途中で居なくなっても、住職が施主に変わり法要を厳修する。

## 第6条 永代志納料について

1. 永代志納料は、個人は百万円。但し、夫婦の場合、同時に申し込まれた限りは百八十万円。  
先祖代々精霊回向25年間（両彼岸、施餓鬼会のみ）百万円とする。
2. 志納料は社会経済情勢によって変更されることがあるが追加志納料を請求することはない。
3. 一旦納付された志納料は理由の如何を問わず返還しない。

## 第7条 その他

本規約に定めない事項に関しては、その都度当寺と相談の上決定する。